

お客様各位

令和4年7月29日
(地独)京都市産業技術研究所
(経営企画室)

使用料・手数料 減免料金(旧料金)適用申請について(依頼)

平素は、(地独)京都市産業技術研究所を御利用いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、京都市産業技術研究所では、業務の充実を図りながら、運営を持続可能なものとするため、令和4年10月1日付けで料金を改定します。

経費を下回る料金設定となっていた使用料・手数料を経費に見合った適正な料金に改定するとともに、これまで一律となっていた料金体系を見直し、企業規模に応じた料金設定を新たに導入します。

大企業の皆様には割増料金を御負担いただく一方、小規模企業者など下記要件のいずれかに合致する利用者の皆様におかれましては、減免を行い改定前の料金(旧料金)を継続して適用させていただきます。

つきましては、減免を希望される場合、別紙「使用料・手数料 減免料金(旧料金)適用申請書」について御記入のうえ、御提出をお願いいたします。

記

1 減免料金(改定前の料金)適用要件

(1) 小規模企業者

関西広域連合内(京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)に主たる事業所を有する小規模企業者(従業員20人以下)

(2) 伝統産業に従事する中小企業者

京都市伝統産業(74品目、別紙一覧参照)に従事する中小企業者

(3) 京都市における各種認定企業

ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定企業、オスカー認定企業、知恵創出“目の輝き”認定企業

2 提出物

使用料・手数料 減免料金(旧料金)適用申請書 1部

3 提出方法

オンライン申請 URL : <http://tc-kyoto.or.jp/info/news/post-469.html>

もしくはFAX・郵送・持参

4 提出期限

令和4年8月31日(水)

5 その他

- (1) 申請書の御提出がない場合、要件に合致しないものとみなし、改定後の料金(新料金)を適用させていただきますので御注意ください。
- (2) いずれの要件にも該当しない場合、提出は不要です。
- (3) 申請後、該当する適用要件に変更が生じた場合は適宜お申し出ください。
- (4) 虚偽の申請が判明した場合、改定後の料金(新料金)を適用させていただく場合があります。

<本件に係るお問合せ、御提出先>

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 経営企画室(総務担当)

〒600-8815 京都市下京区中堂寺栗田町91 京都リサーチパーク9号館南棟

TEL.075-326-6100 / FAX.075-326-6200